平成２０年（フ）第５６９号
大津市大物411番地
破産者　多胡製瓦こと　多胡　育雄
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
滋賀県甲賀市土山町大野283番地48
破産者　多田　　稔
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１号
香川県三豊市豊中町岡本836番地
破産者　藤川　敏江
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２４５号
長崎県大村市原口町800番地　レジデンス原口Ⅱ205号
破産者　泉野　真樹
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
長崎県大村市原口町800番地　レジデンス原口Ⅱ205号
破産者　泉野　和子
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長崎県諫早市飯盛町池下241番地、住民票上の住所長崎市万屋町３番15号
破産者　インテリア館グランドサンこと　宮良　博美
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
北海道帯広市西17条南４丁目46番12号　ピアッツァ98―２―Ａ号室
破産者　千葉喜代子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
青森県つがる市牛潟町潟上36番地１
破産者　藤田　竹一
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
盛岡市玉山区渋民字渋民49番地、開始決定時の住所盛岡市手代森14地割16番地185
破産者　中村　　寛
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４６号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森16番地６
破産者　渡邉　絹子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２１４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松2727番地１、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町大字下平柳1309番地４
破産者　遠藤　　勉
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第８５号
群馬県沼田市薄根町4032番地
破産者　中山　力夫
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
川崎市川崎区東田町３番地６、開始決定時の住所川崎市川崎区境町９番13号
破産者　後藤　　洋
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
川崎市川崎区宮前町11番18―401号　コスモ川崎宮前町、前住所川崎市川崎区境町９番13号
破産者　後藤　國臣
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
神奈川県平塚市出縄221番地の12
破産者　櫛引　正子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１３号
石川県金沢市保古１丁目206　誠和荘３号室、開始決定時の住所石川県かほく市白尾イ54番地１
破産者　油野　省積
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
石川県かほく市白尾ネ134番地
破産者　油野　省司
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所